

**「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要について（諮問）
（化学物質に関するラベル・SDS 交付対象物質及びがん原性物質の記録等の保存関係）**

第183回安全衛生分科会資料

1

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案等の概要 (化学物質に関するラベル・SDS交付対象物質関係)

化学物質規制の制度概要

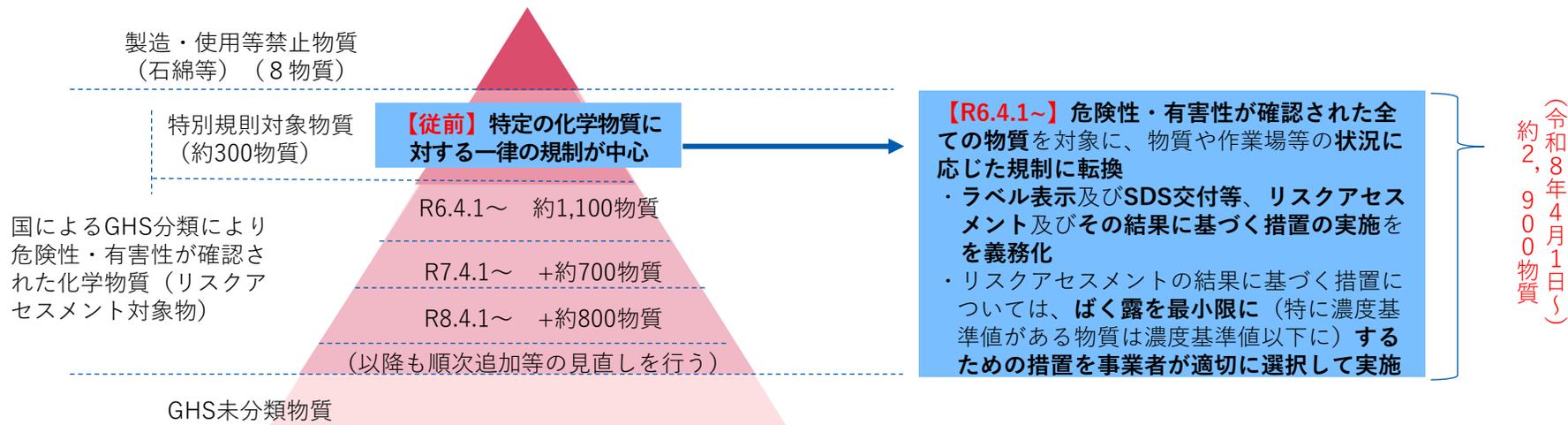
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、**事業者等による自律的な管理を基軸とする規制**へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われた。（令和4年、令和5年政省令改正・順次施行）
- 新たな化学物質規制として、**国が行う化学品の分類（JIS Z 7252（GHS※¹に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質**を、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条第1項及び第57条の2第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の名称等の**ラベル表示及びSDS※²交付等の義務対象物質**（以下「**ラベル・SDS交付対象物質**」という。）とし、令和6年4月以降、順次追加されている。
- **ラベル・SDS交付対象物質を譲渡・提供する者**には、①**ラベル表示**、②**SDS交付等をする義務**が課されている。また、**譲渡・提供を受けたユーザー企業等**は、ラベル及びSDS等の情報を踏まえ、**危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）**を行い、**その結果に基づいて必要なばく露低減措置を講ずる義務**が課されている。

※1 GHS（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 SDS（Safety Data Sheet；安全データシート）

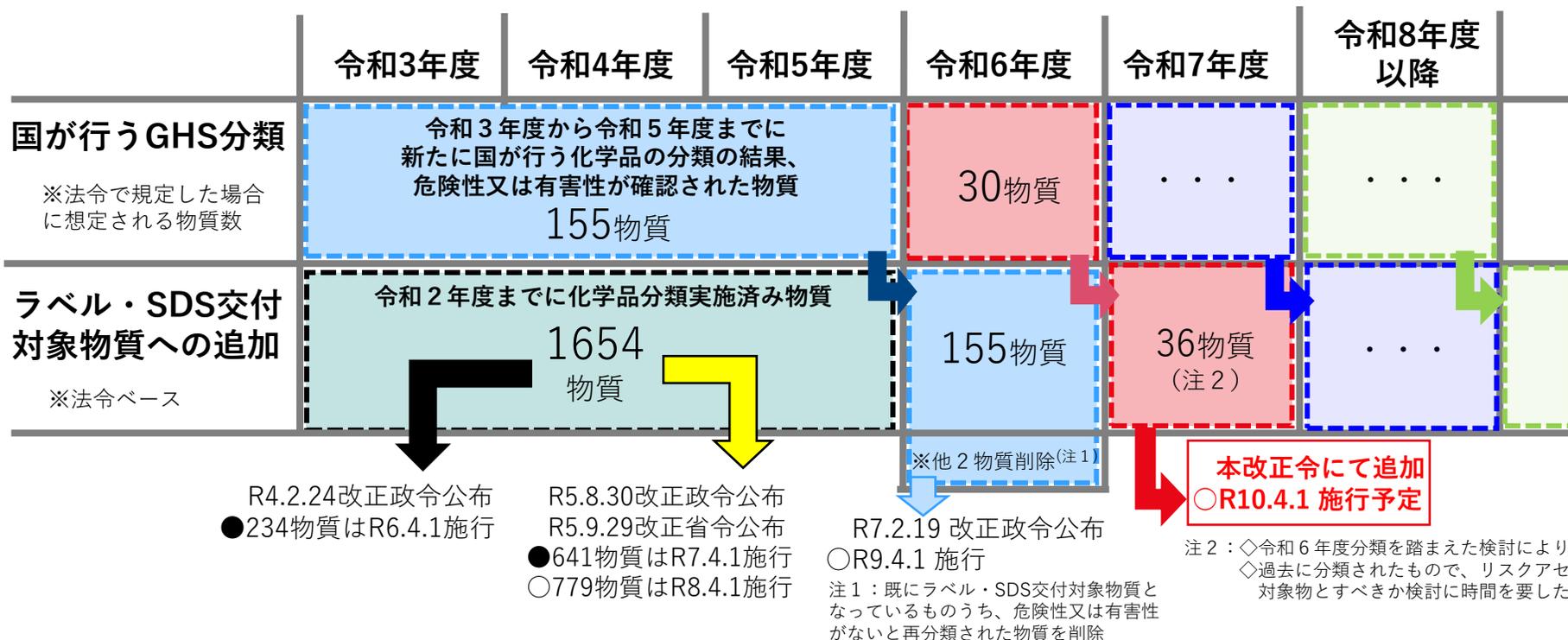
化学物質の成分や人体に及ぼす作用等の危険有害性情報を記載したデータシート。



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案の概要①

1. 改正の趣旨

- **ラベル表示・SDS交付の対象となる物質**は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条及び第18条の2において、**国が行う化学品の分類により、危険性または有害性があるとされた物質のうち、厚生労働省令で定めるもの**とされている。
- 国による化学品の分類は毎年度実施しており、令和6年度までに得られた新たな知見に基づき、危険性・有害性の分類結果が更新されている。
- 最新の分類結果を踏まえ、ラベル表示・SDS交付の対象物質を追加するもの。



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案の概要②

2. 改正の概要

- ラベル・SDS交付対象物質について、政令において「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和6年3月31日までに区分された物」と規定しているものを、「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和7年3月31日までに区分された物」と改める。
- なお、具体的な物は厚生労働省令で定める。

令和9年4月1日改正後の労働安全衛生法施行令（抄）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、ハフニウム、マンガン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）
- 二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和六年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの
イ～ハ（略）
三～四（略）

3. 公布日等

- （1）公布日：令和8年3月下旬（予定）
- （2）施行日：令和10年4月1日

4. 経過措置

新たにラベル・SDS交付対象物質に追加される物質のうち、この政令の施行の日において既に容器包装されて流通過程にある、または製造者の出荷段階にあるもの等について、施行後1年間はラベル表示の義務を猶予する。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

(ラベル・SDSの交付対象物質の追加)

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）のとおり、ラベル・SDS交付対象物質の範囲について、「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和6年3月31日」に区分されたもの」から、「令和7年3月31日に区分されたもの」に改正されることを受け、当該時点までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、具体的にラベル・SDS交付対象物質が具体的に列挙されている則別表第2について、新たに対象となる物質名を追加するもの。

2. 改正の概要

- ラベル・SDSの交付対象物質を追加する（36物質）。
- 対象物質は別表のとおりとする。

3. 公布日等

- (1) 公布日：改正令の公布の日（令和8年3月下旬予定）
- (2) 施行日：令和10年4月1日

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

別表 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（追加）

	名称	備考	CAS番号 * 1
1	N-アクリルモルホリド		5117-12-4
2	N-(3-アミノプロピル)-N-ドデシルプロパン-1, 3-ジアミン		2372-82-9
3	アンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート		68259-08-5
4	アンモニウム=トリデカフルオロヘプタノアート		6130-43-4
5	ウンデカフルオロヘキサン酸		307-24-4
6	(オキソラン-2-イル)メチル=プロパン-2-エノアート		2399-48-6
7	オクタン酸		124-07-2
8	カリウム=トリデカフルオロヘプタノアート		21049-36-5
9	クロロギ酸イソプロピル		108-23-6
10	5-クロロ-2-ニトロアニリン		1635-61-6
11	五ナトリウム=2, 2', 2'', 2'''-{ [(カルボキシラトメチル)アザンジール]ビス(エタン-2, 1-ジイルニトリロ)}テトラアセタート		140-01-2
12	ジエチレントリアミン五酢酸		67-43-6
13	四塩化チタニウム		7550-45-0
14	2-(N, N-ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン		119344-86-4
15	ジメチルスルファモイル=クロリド		13360-57-1
16	3, 5-ジメチルピラゾール		67-51-6
17	水素化リチウムアルミニウム		16853-85-3
18	2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		88-41-5
19	トリスノニルフェニルホスファイト		26523-78-4
20	1, 1, 1-トリス(ヒドロキシメチル)プロパン		77-99-6

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

21	トリデカフルオロヘプタン酸	375-85-9
22	トリフェニルホスホロチオエート	597-82-0
23	4, 4'- [2, 2, 2-トリフルオロ-1- (トリフルオロメチル) エチリデン] ジフェノール	1478-61-1
24	(E) - 4 - (2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル) プタ-3-エン-2-オン	79-77-6
25	rel - (1R, 2R, 4R) - 1, 7, 7-トリメチルビスシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2-イル=プロパ-2-エノアート	5888-33-5
26	ナトリウム=トリデカフルオロヘプタノアート	20109-59-5
27	ノナデカフルオロデカン酸	335-76-2
28	ノナフルオロブタン-1-スルホン酸	375-73-5
29	2-ピロリドン	616-45-5
30	フェニルヒドラジン-硫酸 (2/1)	52033-74-6
31	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール (別名8:2フルオロテロマーアルコール)	678-39-7
32	ペルフルオロ (ヘキサ-1-スルホン酸) (別名PFHxS)	355-46-4
33	ポルトランドセメント	65997-15-1
34	メタクリル酸2-ヒドロキシプロピルとメタクリル酸1-ヒドロキシプロパン-2-イルの混合物	27813-02-1
35	メタホウ酸バリウム	13701-59-2
36	2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン	2682-20-4

備考：

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

* 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の当否の判断は物質名で行う。

2

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 **(がん原性物質の記録等の保存関係)**

がん原性物質の記録等の保存について

物質	がん原性物質	特別管理物質 (特定化学物質障害予防規則)	石綿等 (石綿障害予防規則)
物質の規定/ 指定	告示で「国が行う分類で発がん性区分1に該当する物」等と規定	特化則（第38条の4）で指定	石綿障害予防規則（第2条）で規定
対象書類	健診結果、作業の記録等	作業環境測定記録、 作業の記録、健診結果	作業環境測定記録、 作業の記録、健診結果
保存年数	30年	30年	40年
対象物質からの 削除	これまで該当無し (令和6年度GHS分類結果で発がん性区分が 1から2に変更になった物質が発生)	これまで該当無し	これまで該当無し

がん原性物質は、国が行う分類の発がん性区分により規定されているため、法令に照らして考えれば、国が行う分類の区分が変わったことにより、がん原性物質でなくなった場合には、記録等の保存義務はなくなるが、以下の①及び②の理由から、遅発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、**がん原性物質であった期間の記録については、引き続き、30年間保存することが適当と考えられる。**

- ① **がん原性物質から除外された場合でも、その後の新たな科学的知見の蓄積によって、再度区分1となることも考えられる。** これまでの政府GHS分類結果において、発がん性区分が1から2以下に変更となった物質の中には、その後新たな科学的知見により**再度区分1になったものが相当数存在する。**

区分	現時点で 区分1の物質	区分1→区分2以下に変更となった物質		区分1→区分2以下→区分1 に変更となった物質
		区分1→区分2	区分1→分類できない等	
物質数	417	7	2	3

- ② **健康障害への対応のためには、過去にがん原性物質とされていた期間の作業記録等を確認できるようにしておく必要がある。**

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

(がん原性物質の記録等の保存)

1. 改正の趣旨

- 則第577条の2第5項及び第11項において、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）に係る健康診断の結果に基づく健康診断個人票及び労働者のばく露の状況等に係る記録を作成し、30年間保存しなければならない旨定めている。
- がん原性物質は、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和4年厚生労働省告示第371号）において、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学品の分類により、令和6年3月31日までの間に発がん性の区分が区分1に該当する物（エタノール等を除く。）に分類されたものと定められている。
- 国が行う化学品の分類において発がん性の区分が変更されたことにより、これまでがん原性物質であった物質ががん原性物質に該当しないこととなった場合、がん原性物質としての健康診断個人票及び労働者のばく露の状況等に係る記録の30年間の保存義務も課されなくなることとなるが、新たな科学的知見の蓄積によって、発がん性の区分が改めて区分1に分類され、再度がん原性物質となる場合もあり、遅発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、がん原性物質であった期間の記録については、引き続き、30年間保存することが適当と考えられる。

2. 改正の概要

- がん原性物質に該当していた期間に作成された健康診断個人票及び労働者のばく露の状況等に係る記録は、がん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む。）であっても、作成から30年間保存することを新たに義務付けることとする。

3. 公布日等

- (1) 公布日：改正令の公布の日（令和8年3月下旬予定）
- (2) 施行日：公布の日

(参考) 国連GHSに基づく区別の考え方

発がん性



※区分は、証拠の確からしさを
専門家が議論して決まる